

| | |
|---------|-------------|
| 策定年 | 平成 7 年 |
| 第 1 回改訂 | 平成 13 年 |
| 第 2 回改訂 | 平成 18 年 7 月 |
| 第 3 回変更 | 平成 19 年 2 月 |
| 第 4 回変更 | 平成 22 年 6 月 |
| 第 5 回改訂 | 平成 24 年 3 月 |
| 第 6 回変更 | 平成 26 年 9 月 |
| 第 7 回改訂 | 平成 29 年 2 月 |
| 第 8 回改訂 | 令和 4 年 5 月 |
| 第 9 回変更 | 令和 5 年 9 月 |

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5 年 9 月

岡山県備前市

目次

| | |
|--|----|
| 第 1 章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 1 |
| 第 2 章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 5 |
| 第 2 章の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 | 9 |
| 第 3 章 第 2 章及び第 2 章の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 | 11 |
| 第 4 章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 13 |
| 第 5 章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 14 |
| 1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業 | 14 |
| 2 利用権設定等促進事業に関する事項 | 15 |
| 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 21 |
| 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 | 24 |
| 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 | 25 |
| 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項 | 25 |
| 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 | 26 |
| 第 6 章 その他 | 28 |
| 附則 | 28 |
| 別紙 1(第 4 章の 1 の(1)の⑥関係) | 30 |

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概況

本市は岡山県の南東部に位置し、東部は兵庫県赤穂市に、西部は岡山市・赤磐市・和気町・瀬戸内市に、北部は美作市に接しており、中央部には片上湾が入り組んできている。温かく晴天の多い典型的な瀬戸内式気候のため、気候的には恵まれているが、山地がかなりの面積割合を占めるため、まとまった平地に乏しく、市西部を流れる吉井川から東の一部に比較的まとまった農地がある程度で、あとは棚田や狭小な田畠で、水稻・果樹・野菜を基幹作物として農業を営んでおり、1戸あたりの経営規模は零細である。

今後は、土地利用型農業の推進を図っていくとともに、備前地域のいちじくや日生地域のみかん等、それぞれの地域の気候に適した特産的果樹の振興と、軟弱野菜のような軽量作物の生産を奨励し、女性や定年帰農者等の高齢者の農業経営への参画を推進し、担い手の確保に努めるものとする。

2 農業の現状と課題

本市の農業構造については、令和3年岡山県統計年報によると、産業別就業者数は、第1次産業が623人、第2次産業が4,954人、第3次産業が8,805人となっており、第1次産業への就業割合は他産業に比べてかなり低くなっている。また、総農家数787戸のうち491戸が自給的農家であり、販売農家296戸のうち主業農家21戸、準主業農家33戸、副業的農家242戸となっており、農業の零細化、兼業化が顕著である。こうした状況の中、農業者の高齢化も進み、農業の担い手不足が深刻化している。

3 担い手育成の基本的な方向

本市はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(一経営体当たり概ね400万円)、年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,900時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。なお、「概ね」は8割とする(以下同じ)。

なお、「21世紀おかやま農業経営基本方針(以下「県基本方針」という。)」に掲げられた新規認定農業者の確保数の目標を4年間で540経営体に踏まえ、本市においては年間1経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。

4 地域の特色を活かした農業経営の育成・支援

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある農業者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター、農業共済事務組合等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行う。また、備前市農業再生協議会(以下「再生協議会」という。)を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の再生協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号、以下「機構法」という。)第4条で指定された農地中間管理機構(以下「農地中間管理機構」という。)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して担い手への農地の集積・集約化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落のうち、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落では、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、前述の団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、集約的作物の導入による経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、

オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援によるこれら認定農業者への農用地利用集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関や関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 先進的経営を目指す担い手の支援

本市は、再生協議会において、認定農業者若しくは今後認定を受けようとする農業者又は生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受け行う。

特に、佐山地区に存する営農集団においては、経営所得安定対策の担い手へ向けて、更なる規模拡大を図るべく重点的な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は、過去5年間で14人であり、従来からの基幹作物である水稻、果樹、野菜等の生産量の維持、拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、

将来(農業経営開始から 5 年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていく。

ア 確保・育成すべき人数の目標

県基本方針に掲げられた新規就農者の確保数の目標(5 年間で 750 人)を踏まえ、本市においては年間 1 人の新規就農者の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及び周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者 1 人あたり 1,200 時間以上)の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が立つ年間農業所得(主たる従事者 1 人あたり 200 万円以上)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して農地の確保については、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1章に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個人経営体

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|--|---------|--|--------------------------------|-------|--------------------------|--------|-------|---------------------------------|----|-----|-------------------------------------|---|---|---------------------------------------|--|--|-----------------|--|--|-----------------------|--|-----|------------------|--|--|--------------|---|--|
| 水稻・大豆・作業受託複合 | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 <table> <tr> <td>水稻</td> <td>4.2ha</td> <td>水稻、大豆の輪作体系とする。</td> </tr> <tr> <td>黒大豆</td> <td>2.8ha</td> <td>水稻は早晚2品種を組み合わせて、作期を拡大する。</td> </tr> </table> ・経営面積 <table> <tr> <td>水稻作業受託</td> <td>5.0ha</td> <td>・資本設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>作業場 150 m² トラクター 30ps1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>コンバイン 3条1台 田植機 5条1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>米選機 1台 動力散布機 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>乾燥機 2台 精搗機 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>トラック 1台 自動計量器 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ピーンスレッシャー 1台</td> </tr> </table> | 水稻 | 4.2ha | 水稻、大豆の輪作体系とする。 | 黒大豆 | 2.8ha | 水稻は早晚2品種を組み合わせて、作期を拡大する。 | 水稻作業受託 | 5.0ha | ・資本設備 | | | 作業場 150 m ² トラクター 30ps1台 | | | コンバイン 3条1台 田植機 5条1台 | | | 米選機 1台 動力散布機 1台 | | | 乾燥機 2台 精搗機 1台 | | | トラック 1台 自動計量器 1台 | | | ピーンスレッシャー 1台 | <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記 記帳の実施 により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 家族経営 協定の締結 に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 |
| 水稻 | 4.2ha | 水稻、大豆の輪作体系とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 黒大豆 | 2.8ha | 水稻は早晚2品種を組み合わせて、作期を拡大する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻作業受託 | 5.0ha | ・資本設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 作業場 150 m ² トラクター 30ps1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | コンバイン 3条1台 田植機 5条1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 米選機 1台 動力散布機 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 乾燥機 2台 精搗機 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | トラック 1台 自動計量器 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ピーンスレッシャー 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 花き専作 | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 <table> <tr> <td>花壇苗</td> <td>80a</td> <td>花壇苗は高単価の望める秋、春の集中出荷とする。施設は年2~3回転させ、出荷時期にあった品種を選定、生産する。</td> </tr> <tr> <td>(ハニカム40a、ペチュニア20a、インパチエンス20a等)</td> <td></td> <td>・資本設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ビニールハウス 40a 暖房機 3台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>動力噴霧機 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>育苗温室 230 m²(自動かん水施設を含む。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>は種機 1台 ミキサー 1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>軽四トラック 1台 2tトラック 1台 等</td> </tr> </table> ・経営面積 <table> <tr> <td></td> <td>80a</td> <td></td> </tr> </table> | 花壇苗 | 80a | 花壇苗は高単価の望める秋、春の集中出荷とする。施設は年2~3回転させ、出荷時期にあった品種を選定、生産する。 | (ハニカム40a、ペチュニア20a、インパチエンス20a等) | | ・資本設備 | | | ビニールハウス 40a 暖房機 3台 | | | 動力噴霧機 1台 | | | 育苗温室 230 m ² (自動かん水施設を含む。) | | | は種機 1台 ミキサー 1台 | | | 軽四トラック 1台 2tトラック 1台 等 | | 80a | | <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記 記帳の実施 により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 家族経営 協定の締結 に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 | | | |
| 花壇苗 | 80a | 花壇苗は高単価の望める秋、春の集中出荷とする。施設は年2~3回転させ、出荷時期にあった品種を選定、生産する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ハニカム40a、ペチュニア20a、インパチエンス20a等) | | ・資本設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ビニールハウス 40a 暖房機 3台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 動力噴霧機 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 育苗温室 230 m ² (自動かん水施設を含む。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | は種機 1台 ミキサー 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 軽四トラック 1台 2tトラック 1台 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 80a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 果樹・水稻複合 | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 <table> <tr> <td>ぶどう 2月加温</td> <td>30a</td> <td>ぶどうは労働の分散を図るため、加温と無加温を組み合わせる。</td> </tr> <tr> <td>ぶどう無加温等</td> <td></td> <td>・資本設備</td> </tr> <tr> <td>(盆前出荷)</td> <td>30a</td> <td>作業場 100 m² ぶどう棚 60a</td> </tr> <tr> <td>水稻</td> <td>50a</td> <td>ビニールハウス 60a 軽四トラック 1台</td> </tr> </table> | ぶどう 2月加温 | 30a | ぶどうは労働の分散を図るため、加温と無加温を組み合わせる。 | ぶどう無加温等 | | ・資本設備 | (盆前出荷) | 30a | 作業場 100 m ² ぶどう棚 60a | 水稻 | 50a | ビニールハウス 60a 軽四トラック 1台 | <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記 記帳の実施 により経営と家計の分離を図る | <ul style="list-style-type: none"> 家族経営 協定の締結 に基づく給料制、休日制の導入 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ぶどう 2月加温 | 30a | ぶどうは労働の分散を図るため、加温と無加温を組み合わせる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ぶどう無加温等 | | ・資本設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (盆前出荷) | 30a | 作業場 100 m ² ぶどう棚 60a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻 | 50a | ビニールハウス 60a 軽四トラック 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--------------------|---|--|--|--|-------------------------------|
| | ・経営面積 1. 1ha | GA処理機1台 運動搬車1台 暖房機3台 かん水施設60a等 | 動力噴霧機1台 草刈機1台 | 青色申告 の実施 | 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保 |
| 果樹専作 (ぶどう) | ・作付面積 ぶどう 2月加温 10a ぶどう無加温 (盆前出荷) 20a ぶどう簡易被覆 50a ・経営面積 80a | 労働の分散を図るため、加温と無加温を組み合わせる。 安定生産を図るため、ハウス栽培は加温施設を装備し、作型をローテーションする。 かん水施設、GA処理機を導入する。 バックホーは2戸の共同利用とする。 ・資本設備 作業場 100 m ² ぶどう棚 80a ビニールハウス 30a かん水施設 80a 重油タック2基 暖房機1台 動力噴霧機1台 GA処理機1台 バックホー1/2台 運搬車1台 軽四トック1台 等 | 複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る 青色申告 の実施 | 家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保 | |
| 果樹専作 (ぶどう・いちじく) | ・作付面積 ぶどう 2月加温 30a ぶどう無加温等 (盆前出荷) 20a いちじく 20a ・経営面積 70a | ぶどうは労働の分散を図るため、加温と無加温を組み合わせる。また、いちじくとの収穫分散を図るため、ビオネ無加温は、早期保温による盆前出荷をする。 ・資本設備 作業場 100 m ² ぶどう棚 50 a ビニールハウス 50 a かん水施設 70 a 防風施設 20a 軽四トック1台 GA処理機1台 動力噴霧機1台 ミニバックホー1台 運搬車1台 草刈機1台 暖房機2台 等 | 複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る 青色申告 の実施 | 家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保 | |
| 果樹専作 (温州みかん) | ・作付面積 温州みかん等 200a ・経営面積 200a | 観光農園とみかん経営を組み合わせる。 ・資本設備 作業場 100 m ² 小型バックホー1台 かん水施設 200a 運搬車1台 軽四トック1台 草刈機2台 動力噴霧機1台 等 | 複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る 青色申告 の実施 | 家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 | |

| | | | | 雇用従事者の確保 |
|---------|---|--|---|--|
| 野菜専作 | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 　　ミニトマト 10a 　　こまつな 70 a 　　　　　　(10a×7 作) ・経営面積 80a | <p>ミニトマトは、促成、養液栽培とする。</p> <p>・資本設備 　　作業場 100 m² ビニールハウス 20 a 　　二重カーテン装置 20a かん水施設 10a 　　養液栽培施設 10a 軽四トラック 1 台 　　動力噴霧機 1 台 暖房機 2 台 　　耕耘機 1 台 管理機 1 台 　　換気扇 4 台 等</p> | <p>複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る 青色申告 の実施</p> | <p>家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保</p> |
| 野菜・水稻複合 | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 　　こまつな 210a 　　　　　　(30a×7 作) 　　水稻 50a ・経営面積 260a | <p>・資本設備 　　作業場 100 m² ビニールハウス 30 a 　　二重カーテン装置 30a かん水施設 30a 　　トラクター 1 台 防除機 1 台 　　冷蔵庫 2 台 等</p> | <p>複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る 青色申告 の実施</p> | <p>家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 農繁期に おける臨時 雇用従事者 の確保</p> |
| 酪農 | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 　　飼料作物 4.0ha 　　　　　　(2.0ha×2 作) ・経営面積 4.0ha ・飼養頭数 　　ホルスタイン種 50 頭 　　　　　　(内育成牛 10 頭) | <p>ふん尿はたい肥化して土地に還元し、余 剩分は販売する。</p> <p>・資本設備 　　牛舎 500 m² 堆肥舎 50 m² 　　飼料タック 1 基 等 　　酪農関係農機具一式</p> | <p>複式簿記 記帳の実施 により経営 と家計の分 離を図る 青色申告 の実施</p> | <p>家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日制 の導入 社会保険 等の加入 ヘルパー制度 の活用によ る労働ビーグ の軽減</p> |
| 養鶏専作 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養規模 　　鶏(採卵) 50,000 羽 | <p>素畜は、大雛(120 日齢)を年 6 回導入す る。</p> <p>自動給餌機、自動集卵機等を導入する。</p> <p>鶏ふんはビニールハウスで乾燥し、袋詰等で販</p> | <p>青色申告 の実施 経営体の 体質強化の</p> | <p>給料制の 導入 社会保険 等の加入</p> |

| | | | | |
|--|--|---|---------------------|--------------------------|
| | | <p>売する。</p> <p>・資本設備</p> <p>鶏舎(864 m²)5棟</p> <p>管理舎・洗卵室 200 m²</p> <p>鶏ふん乾燥ハウス 1,000 m²</p> <p>攪拌搬送機 2台 鶏糞堆積場 50 m²</p> <p>成鶏ケージ 50,000 個</p> <p>自動給餌機 5セット 自動集卵機 5セット</p> <p>ショベルローダー 2台 鶏ふん袋詰機 2台</p> <p>動力噴霧機 2台 トラック 1台 等</p> | <p>ため自己資本の充実を図る</p> | <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> |
|--|--|---|---------------------|--------------------------|

2 組織経営体

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|---------|--|--|---|--|
| 水稻・大豆複合 | <p>・作付面積</p> <p>水稻 12.0ha</p> <p>黒大豆 8.0ha</p> <p>・経営面積 20.0ha</p> | <p>水稻・大豆の輪作体系をする。</p> <p>水稻は早晚 2 品種を組み合わせて、作期を拡大する。</p> <p>組織活動の成熟度に応じて、法人化する。</p> <p>・資本設備</p> <p>作業場 250 m² トランクター 30ps1 台</p> <p>田植機 5 台 1 台 コンバイン 4 台 1 台</p> <p>動力散布機 1 台 ケレコンテナ 1 台</p> <p>自動計量機 1 台 乾燥機 2 台</p> <p>粉碎機 1 台 管理機 1 台</p> <p>ビーンスレッシャー 1 台 選粒機 1 台</p> <p>軽四トラック 1 台 トラック 1 台 等</p> | <p>青色申告の実施</p> <p>経営体の体質強化のため自己資本の充実を図る</p> | <p>適正な利益配分制度の導入</p> <p>社会保険等の加入</p> <p>農繁期における臨時雇用従事者の確保</p> |

第2章の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1章に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、営農類型を示していないものは、第2章の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

前提条件

- 1 主たる従事者1人あたり、年間総労働時間は1,200時間以上とし、年間農業所得目標は200万円以上とする。

1 個人経営体

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
|---------------|--|--|--|---|
| 果樹専作 (ぶどう) | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 ぶどう無加温等 (盆前出荷) 30a ぶどう簡易被覆 20a ・経営面積 50a | <ul style="list-style-type: none"> ・資本設備 作業場 100 m² ぶどう棚 50a ビニールハウス 30a かん水施設 50a 動力噴霧機 1台 GA処理機 1台 草刈機 1台 軽四トラック 1台 運搬車 1台 等 | <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記 記帳の実施 により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 家族経営 協定の締結 に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 |
| 野菜専作 | <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積 軟弱野菜 (10a×7作) ・経営面積 70a | <ul style="list-style-type: none"> ・資本設備 作業場 100 m² ビニールハウス 10a 動力噴霧機 1台 かん水施設 10a 耕耘機 1台 軽四トラック 1台 管理機 1台 換気扇 2台 等 | <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記 記帳の実施 により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 家族経営 協定の締結 に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 |

| | | | | | | |
|------|-----------|-------|-------|-------------------|-------------|------------|
| 野菜専作 | ・作付面積 | ・資本装備 | | | 複式簿記 | 家族経営 |
| | 夏秋なす | 10a | 作業場 | 50 m ² | かん水施設 1式 | 記帳の実施 |
| | ほうれんそう | 15a | 動力噴霧機 | 1台 | 管理機 1台 | により経営 |
| | スナップ エンドウ | 3a | トラクター | 1台 | 軽四トラック 1台 等 | と家計の分離を図る。 |
| | ・経営面積 | 28a | | | | 青色申告の実施 |

第3章 第2章及び第2章の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成

本市の特産品であるぶどうなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに、農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事するもの、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の検討を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを本市、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を図る。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォ

ローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、備前市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、農業協同組合、農業教育期機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受け入れ態勢、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供するよう努める。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に以上を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、本市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な承継に向けて必要なサポートを行う。

第4章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 第2章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化（面的集積）に関する目標を将来の地域における農用地の利用の集積に関する目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○農用地の利用の集積に関する目標

| |
|--|
| 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の割合 (耕地面積に占める割合の目標) |
| 15% (81.2ha／538ha) |

(※目標年度は令和10年度とする。)

○その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、本市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、再生協議会等を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（担い手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させていく。

第5章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県基本方針の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政水産課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適當な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法律第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用

権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者が利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号。以下、「政令」という。)第 5 条で定める者を除く。)である場合は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチに掲げる者に限る)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら 2 つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受

ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知、以下「基本要綱」という。)別紙 9 の第 1 に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 条)に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 本市は、(5)の申出及びその他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ること

ができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払いの相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の相手方及び方法、利用権の条件その他利用権

の設定等に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2の規定により、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに、(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。なお、2分の1を超える共有持分を有する者を確知することができない土地(以下、「共有者不明農用地等」という。)である場合は、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができない者について、基本要綱別紙11に基づき、農業委員会による探索及び公示の手続等を経ることとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその

農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び

当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(14) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- ① 本市は、農地中間管理機構と連携し、普及啓発活動を行うことにより、事業の実施の促進を図る。
- ② 本市は、県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等及び農地中間管理機構と連携し、情報共有を行うことにより、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資すること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定るところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて

農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認

定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は担い手の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理事業を活用して設置した研修ほ場での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1章の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

備前市新規就農者等確保計画に基づき、県青年農業者等育成センター（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）や農業普及指導センター、農業協同組合、先進農家などと連携し、就農相談会等で就農情報（研修、空き家に関する情報等）の発信を行うとともに、就農希望者の受入れ環境の整備を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が中心となり、農業協同組合、農業委員、農業士、農業普及指導センター、県立青少年農林文化センター三徳園等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本市が中心となり、地域計画の策定に向けた話し合いや再生協議会のもとで相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、青年農業者クラブや農協青壮年部などの活動を通じて、同世代の若手農業者との仲間づくり、交流が進むように参加を誘導する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者経営発展支援事業、青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3)関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に關し必要な事項

(1)農業経営基盤の強化を促進するため必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、水田営農活性化対策への積極的な取組みによって、水稻作及び収益性の高い作物への転換により望ましい経営の育成を図ることとする。特に、農用地利用集積、集約化による農作業の効率化、面積拡大と収益向上などの推進等、望ましい経営の展開に資するよう努める。

イ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強

化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1章、第3章で掲げた目標や第2章の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成13年10月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年2月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年○月○○日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年○月○○日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項

の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。

別紙 1(第 4 章の 1 の(1)の⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地や農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2(第4章の1の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間(又は残存期間) | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
|--|--|---|---|
| 1 存続期間は3年、6年又は10年(開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作物の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年と認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。 | 1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣採草放牧地の借賃額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合は、その借賃は、それを換 | 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画の定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。 | 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整 |
| 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 | | | |
| 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約 | | | |

| | | | |
|---|--|--|---|
| する権利を有しない旨を定めるものとする。 4 農地中間管理事業による場合は、10年以上となるように努めるものとする。 | 算した金額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。 | | わないとときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。 |
|---|--|--|---|

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間(又は残存期間) | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
|---------------|---|----------|----------|
| I の①と同じ。 | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の 3 と同じ。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合は、I の②の 4 と同じ。</p> | I の③と同じ。 | I の④と同じ。 |

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ①存続期間（又は残存期間） | ②損益の算定基準 | ③損益の決済方法 | ④有益費の償還 |
|---------------|--|---|----------|
| I の①に同じ。 | <p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む)から農業経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | I の③に同じ。この場合において I の③中の「借貸」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合は受託者という)」と読み替えるものとする。 | I の④に同じ。 |

IV 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準 | ②対価の支払方法 | ③所有権の移転の時期 |
|---|--|--|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> |